

衆院選

重点政策

教育負担の
軽減へ。

公明党



教育負担の軽減へ。

衆院選で公明党は、「教育負担の軽減へ。」を掲げます。

国づくりの基本は、“人づくり”。すなわち「教育」です。

いまでは当たり前になった「教科書の無償配布」や「児童手当」。さらには「幼児教育の段階的無償化」、「返済の必要のない“給付型”を含む奨学金制度の拡充」など、ある時は地方議員とも連携し、粘り強く実現に導いてきたのは公明党です。

だからこそ、公明党がやります。

「すべての子どもたちの笑顔が輝く社会」へ——経済的な事情に関係なく、希望すれば誰もが必要な教育を受けられる社会の構築に向け、“人への投資が未来を拓く”との考え方に立ち、幼児教育から大学までの高等教育の大胆な「教育の無償化」をめざします。

しかし、これらの政策に必要な財源のつけを安易に将来世代に回しては何の意味もありません。消費税の用途について、10%引き上げ時の財源の配分割合を変更し、教育の無償化等にも充当できるよう安定的な財源を確保します。

“安定の政治”こそ

わが国は、本格的な少子化・超長寿化・人口減少社会の到来を迎えようとしています。そうした中、今、政治に求められるのは、まさにこの日本最大の課題に立ち向かい、その時代に沿った経済・社会システムをつくりあげる“構想力”、そして、それを成し遂げる“責任”と“覚悟”です。

連立政権5年。公明党は、経済再生を最優先に、働き方改革、一億総活躍社会の実現など、改革を前に進めてきました。

連立政権発足以降、「経済の好循環」が回り始めました。いよいよこれからが本番です。他方、北朝鮮のミサイル等の挑発行為による安全保障上の脅威が続くなど、内外の諸課題に対する国のかじ取りに失敗は許されません。

衆院選挙は、確かな実績を持つ“安定の政治”の継続か、理念・政策の一致なき“バラバラ政治”を選ぶのか、日本の未来を決定する「政権選択選挙」です。

公明党は、引き続き、安定した政治の一翼を担う政党として、国民の暮らしを守り、希望ある日本の未来を開いていくことをお約束します。

衆院選重点政策

CONTENTS

1. 教育負担の軽減へ

2. 力強く伸びる日本経済へ

3. 人を育む政治の実現へ

4. 復興・災害対策の強化へ

① 教育負担の軽減へ

- (1) 幼児教育無償化の実現
- (2) 私立高校の教育費負担の軽減
- (3) 大学等の教育費負担の軽減
- (4) 小学生・中学生への支援
- (5) 教員の働き方改革、チーム学校の推進
- (6) いじめ等の相談体制の強化
- (7) 学びのセーフティネットの構築
- (8) 体験活動の推進
- (9) 留学支援の推進
- (10) 大学の機能強化
- (11) 学校の耐震化・老朽化整備

② 力強く伸びる日本経済へ

- (1) 力強い日本経済へ
- (2) 長時間労働の是正、同一労働同一賃金など、働き方改革の実現

(3) 成長戦略で日本を元気に

- (4) 地方経済を活性化
- (5) 中小企業を強力にバックアップ
- (6) 農林水産業の成長産業化
- (7) 文化芸術・スポーツ・科学技術
- (8) 環境・エネルギー戦略

③ 人を育む政治の実現へ

- (1) 待機児童の解消、子育て支援の充実
- (2) 仕事と子育て・介護の両立を進める環境整備と職場復帰支援
- (3) 健康・活動寿命の延伸
- (4) 障がい者のライフステージに応じた教育・支援の充実
- (5) 保育や介護従事者の賃金引き上げなど処遇改善、キャリアアップ支援
- (6) 介護の業務負担の軽減と生産性の向上

(7) 地域包括ケアシステムの構築

- (8) がん対策の強化
- (9) 難病対策の推進
- (10) アレルギー疾患対策の推進
- (11) 総合的な肝炎対策を推進
- (12) てんかん対策の推進
- (13) 再生医療の安全性確保と推進
- (14) 感染症対策の推進
- (15) 年金のセーフティネット機能の強化
- (16) 低所得高齢者の介護保険料の負担軽減
- (17) 生活困窮者等の自立支援の充実・地域福祉の強化
- (18) 自殺防止対策の推進
- (19) 住宅セーフティネット
- (20) バリアフリーの一層の推進
- (21) 消費者被害対策など
- (22) 人権の保護、性的マイノリティーの支援
- (23) 動物愛護管理の推進

④ 復興・災害対策の強化へ

- (1) 防災・減災対策、インフラ老朽化対策
- (2) 地域防災対策
- (3) 東日本大震災・熊本地震等の大規模自然災害からの復興
- (4) 福島の復興・再生、廃炉・汚染水対策など

⑤ 安定した平和と繁栄の対外関係

- (1) 北朝鮮問題への対応
- (2) 「人間の安全保障」の理念の下での持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた協力等
- (3) 「核兵器のない世界」へ向けての取り組み
- (4) 日米同盟の強化
- (5) 中国、韓国、ロシア等の近隣諸国との関係強化
- (6) 貿易・投資に関する協定などの推進
- (7) テロ対策など

⑥ 政治改革と行財政改革

- (1) 政治資金規正法の監督責任の強化
- (2) 公会計改革と財政の見える化
- (3) 行政サービスの向上と効率化

憲法についての基本姿勢



衆院選重点政策

1 教育負担の軽減へ

公明党は、教育のために社会があるべきと考え、子どもたちに幸福をもたらす教育機会の確保に取り組み、なかでも給付型奨学金など教育の機会均等を図る負担軽減策を次々実現させてきました。幼児教育から高等教育までの大胆な「教育の無償化」をめざします。

幼児教育無償化の実現(0～5歳児すべて)

幼稚園や保育所など幼児教育における負担軽減を段階的に広げてきましたが、これを一気に進め、待機児童解消への取り組みの加速化と合わせて、2019年までにすべての幼児(0-5歳児)を対象とした幼児教育の無償化の実現をめざします。

私立高校授業料の実質無償化(年収590万円未満)

就学支援金により公立高校の授業料は実質無償化(年収910万円未満)されていますが、私立高校の授業料は公立の約4倍にも上り、家計負担は重くなっています。公私格差を是正し、私立高校生等の負担軽減を図るため、年収590万円未満世帯を対象に、2019年までに私立高校授業料の実質無償化をめざします。

給付型奨学金・授業料減免枠の拡大

家庭の経済的状況に関わらず、誰もが大学等へ進学できるよう、公明党が長年訴えてきた「給付型奨学金」が実現しました。2018年度の本格実施以降も、その給付額・対象枠を拡充するとともに、授業料減免の拡充をめざします。

教員の働き方改革、チーム学校の推進

2017年4月に政府が公表した調査結果によって、教員の深刻な長時間勤務の実態が明らかとなりました。教員の働き方改革を進めるため、教職員定数の抜本的な拡充や、学校運営に必要な多様な専門スタッフ等の配置を進め、「チームとしての学校」(チーム学校)の実現を推進します。

自公政権の経済政策で雇用・所得環境が大幅に改善。成長と分配の好循環を確かなものとするため、家計を守る軽減税率の導入や働き方改革を通じた消費喚起・可処分所得の向上とともに、潜在成長率を底上げする成長戦略、地方創生の取り組みを加速します。

軽減税率の確実な実施で家計を支援

消費税率10%への引き上げに伴う家計負担を軽減するため、飲食料品等にかかる「軽減税率」制度を確実に実施します。その円滑な導入に向け、対象品目の線引きや経理方法についての分かりやすい情報提供、中小・小規模事業者向けの導入支援などを進めます。

働き方・休み方改革の実現

長時間労働の是正や同一労働同一賃金を具体化する法整備等を通じ「働き方・休み方改革」の実現に取り組むとともに、非正規労働者の処遇改善や最低賃金の引き上げを推進し、所得向上や消費拡大につなげます。

成長戦略の加速・経済の好循環・中小企業を強力に支援

第4次産業革命に対応する研究開発投資やICT、自動走行など先進技術を活用した社会課題の解決、生産性の向上など「成長戦略」を加速化します。また、全事業者の9割を占める中小企業の支援強化を行い、地域経済の安定と経済の好循環を後押しします。

地方創生、地域活性化(農業の発展、観光の振興)

国内外の観光需要の創出や農林水産業の成長産業化などを通じた内需拡大と、地方大学の活用、産学官連携による産業振興など地方創生の取り組みを連動させ、地域資源を生かした経済の活性化、地域雇用の創出に取り組みます。

2 力強く伸びる日本経済へ

衆院選重点政策





3 人を育む政治の実現へ

衆院選重点政策

健康寿命 が世界一の長寿社会を迎えている日本。あらゆる“ひと”が、この超長寿社会を力強く生き抜くため、人口減少・少子高齢化など日本の構造的な問題に立ち向かわなければなりません。大胆かつ、きめ細かい政策の充実を図り、一人ひとりが希望を持って活躍できる社会の実現に全力で取り組みます。

所得の少ない低年金者への支援

老後の生活を支えるため、所得の少ない低年金者を対象に、最大月額5000円(年6万円)を恒久的に支給する「年金生活者支援給付金」の前倒し実施をめざします。また、障害基礎年金の加算など所得保障の充実に取り組みます。

介護保険料の軽減をめざす

現在、特に所得の少ない65歳以上の高齢者については、本来の介護保険料より負担額が軽減されています。この軽減措置の対象を、世帯全員が市町村民税非課税の高齢者全体に広げる措置の前倒し実施をめざします。合わせて、特に所得の少ない高齢者向けの負担軽減をさらに強化します。

健康・活動寿命の延伸

健康長寿社会の実現に向け、特定健診の充実や効果的な先進事例の普及拡大を推進し、生活習慣病の重症化予防を図ります。さらに、「がんとの共生」をめざした緩和ケアの推進や、がん患者の就労支援などを強化するとともに、地域全体で認知症高齢者を支えていく社会を構築します。

待機児童の解消など子育て支援の充実

待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒して実行し、小規模保育や企業主導型保育など保育の受け皿を約32万人分拡大します。また、児童虐待防止や子どもの貧困対策など、子育て支援の充実に取り組みます。

近年、東日本大震災や熊本地震、九州北部や広島市の豪雨・土砂災害など想定外の自然災害が多発化しています。災害に強い安全・安心な国づくりをめざした「防災・減災対策」を強力に推進するとともに、東日本大震災などの被災地、被災者の方々にどこまでも寄り添い、復興の加速に全力を挙げていきます。

防災・減災対策へ社会インフラの再整備

公明党が提唱した「防災・減災ニューディール」の推進による社会インフラの長寿命化・老朽化対策を強力に推進し、国内需要や雇用の創出につなげます。また地域防災対策を加速させ、ICTを活用した防災・減災対策や研究開発を促進します。

東日本大震災からの復興・福島再生の加速、熊本地震等からの復興

東日本大震災・熊本地震等の大規模自然災害からの復興に向け、多様化するニーズに応じたきめ細やかな支援を進め、心の復興、生業再生、雇用創出などの復興支援を強力に推進し「人間の復興」を実現します。新しい福島再生の実現へ、帰還される住民の方々が安心と希望をもって生活できる「まちづくり」とともに、農水産品の風評被害対策や、公明党提案の「福島イノベーション・コースト構想」を推進し、新産業の雇用創出と新たな住民確保にも全力を挙げていきます。

東北観光の復興

「観光先進地・東北」の実現に向けて、東北の魅力、潜在力、活力を大きく引き出す観光復興施策を強力に後押しし、地方創生のモデルケースとなるような「新しい東北」を創造していきます。

4 復興・災害対策の強化へ

衆院選重点政策



① 教育負担の軽減へ

(1) 幼児教育無償化の実現

● 幼児期における教育の重要性に鑑み、待機児童解消への取り組みの加速化と合わせて、2019年までにすべての幼児(0～5歳児)を対象とした幼児教育、保育の無償化の実現をめざします。また、その担い手である幼稚園教諭・保育士等の処遇改善をはじめとする人材確保策を図ります。

(2) 私立高校の教育費負担の軽減

● 公私間格差の是正を図り、私立高校生等の教育費負担を軽減するため、まずは年収590万円未満の世帯を対象に就学支援金を拡充し、2019年までに私立高校授業料の実質無償化をめざします。また、授業料以外に使える返済不要の「高校生等奨学給付金」を拡充します。

(3) 大学等の教育費負担の軽減

● 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、給付型奨学金を2018年度の本格実施以降も、その給付額・対象枠を拡充し、希望すれば誰もが大学等へ進学できる社会を構築します。

● 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、2017年度から導入された新たな所得連動返還型奨学金制度の既卒者への適用を推進します。

● 経済的に修学困難な私立大学生等の負担軽減を図るため、授業料減免等の補助率のかさ上げと、人数枠の拡充を着実に進めます。また、大学に通う多子世帯の実情を調査し、その結果を踏まえた対策を講じます。

(4) 小学生・中学生への支援

● 家庭の経済状況が厳しい小学生・中学生への支援を強化するため、就学援助の対象に学習支援費などの新たな項目を追加します。また、給食費未納の実態調査の結果を踏まえて、学校給食の在り方について検討し、必要な対策を行います。

(5) 教員の働き方改革、チーム学校の推進

● 教員の勤務実態を踏まえて、教員一人当たりの持ちコマ数を軽減し、授業の質の向上に向けた準備の充実を図るとともに、専科指導を担う教員の増員をはじめとした教職員定数の抜本的な拡充を行います。また、教員が授業に専念できるよう、学校運営に必要な多様な専門スタッ

フや外部人材(民間指導者等)の活用を含めた部活動指導員、スクールロイヤー(学校をサポートする弁護士)等の配置を進め、体制整備を図ります。

● 教員の業務負担の軽減を図るため、統合型校務支援システムなどICT環境の整備や、民間コンサルタントを活用した学校業務の改善、給食をはじめとする学校納入金の公会計化を促進します。

● 「チーム学校」の導入を積極的に進めるとともに、少人数学級及び少人数教育の一層の定着化に取り組み、教員と学校現場の質の向上を図ります。

● 子どもを事件や事故、災害から守るため、安全な教育環境の整備に取り組む学校を認証する制度(セーフティプロモーションスクール)の普及を推進します。

(6) いじめ等の相談体制の強化

● いじめや不登校、中退等の困難を抱える子どもたちのために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、児童支援専任教諭等の配置拡充をはじめとした学校の教育相談体制の強化等を図ります。また、子どもたちの多くがLINE等のSNSを利用していることを踏まえた相談体制を構築します。

(7) 学びのセーフティネットの構築

● 不登校の子どもたちの多様な学びを支援するフリースクールに対する公的支援を行うとともに、夜間中学、地域未来塾に対する支援の充実、教育支援センター等への支援の拡充、不登校特例校等の活用を促進します。

● 日本語能力が十分でない子ども等に対し、日本語指導や学校生活への適応、各教科等の学習や進路の相談、保護者との連絡・意思疎通なども含め、公立小中学校での受け入れ体制や教育委員会等による支援体制を強化します。

(8) 体験活動の推進

● 未来を担う子どもや青少年が、様々な体験を通じて、未来を切り開く力を身に付けるため、自然、文化芸術、職場、スポーツなどの体験活動を推進します。

(9) 留学支援の推進

● 大学生や高校生等がグローバルな環境

で学べるよう、海外留学への経済的支援の大幅な拡充、大学の国際化への支援、留学生の受け入れ拡大や留学生との交流を強力に推進します。

(10) 大学の機能強化

● 大学など高等教育機関について、グローバル化、地域再生・活性化への対応、イノベーション創出機能の強化、女性・若手・外国人研究者の活用拡大等に向けた改革を推進します。これらの改革を進める国立大学に対し、その機能強化を加速するため、基盤的経費である国立大学運営費交付金を充実するなど、積極的に支援します。合わせて教育研究の基盤となる施設・設備の整備を計画的に推進します。

(11) 学校の耐震化・老朽化整備

● 公立小中学校の学校施設の耐震化(天井や窓ガラスなど非構造部材を含む)を100%実現します。公立校に比べて遅れている私立学校や国立大学等の耐震化も推進します。

● 学校の老朽化したトイレの改修や、空調の設置を進めるなど、子どもが安全・快適に学べる教育環境へ改善を図ります。学校施設は、地域コミュニティの拠点、災害時の避難所となることから、安心して子育てができ、高齢者や障がい者も集える環境を確保するため、老朽化対策、防災機能の強化、バリアフリー化等に取り組みます。

② 力強く伸びる日本経済へ

(1) 力強い日本経済へ

● わが国経済の潜在力はまだまだ十分に発揮されておらず、働き方改革や生産性の向上を通じて潜在成長率を高め、中長期的に、実質GDP成長率2%程度、名目GDP成長率3%程度を上回る経済成長の実現をめざします。

● 成長戦略をはじめとする構造改革を進めるなど、機動的かつ大胆な経済政策で「経済の好循環」を確かなものとします。

● 経済の好循環を地域へ暮らしへと行き渡らせるため、賃金・可処分所得の引き上げや人材育成への投資の拡大を促す金融・財政政策を引き続き推進します。特に、大企業を中心とする内部留保(現預金等)の蓄積や労働分配率の低下といった課題に対応するため、企業の内部留保を「見える化」する(透明性を高める)方策を検討します。

● 2019年10月に予定されている消費税率10%への引き上げと同時に飲食料品等に対する「軽減税率」制度を確実に実施します。その円滑な導入に向けて、対象品目の線引きや経理方法について分かりやすい情報の提供、全国説明会の開催、中小・小規模事業者向けの複数税率対応レジやシステム導入促進のための支援策を講じます。

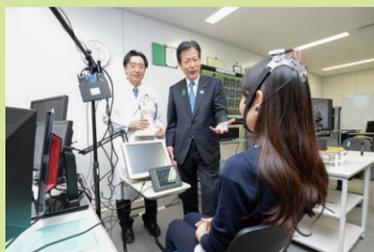
● 環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)や日EU経済連携協定(EPA)などの新たな自由貿易の拡大を契機として、中小企業の海外展開や農林水産物輸出額1兆円の実現、低炭素技術の市場拡大、インフラの戦略的輸出など海外の潜在需要の獲得に向けた政策を総動員します。合わせて、影響緩和のための対策を講じます。

(2) 長時間労働の是正、同一労働同一賃金など、働き方改革の実現

● 過労死等の防止や長時間労働是正のため、時間外労働に罰則付きの上限規制を導入します。また、勤務終了時から翌日の始業時まで一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」の普及を促進します。

● 過重労働撲滅特別対策班など労働基準監督署の執行強化や、労働条件相談ホットラインの利用促進など、若者の使い捨てが疑われる「ブラック企業」、「ブラック





バイト」への対策を強化します。

●建設業や自動車運送業(トラック・バス・タクシー)、自動車整備事業について、労働生産性の向上、取引環境の適正化、労働環境の改善等を図り、働き方改革とともに多様な人材の確保・育成等の取り組みを推進します。

●トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主対策、医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善対策等を強化します。

●月曜午前を半休にする「シャイニングマンデー」(仮称)の普及促進や有給休暇の取得促進など、働き方・休み方改革を進め、週末・週明けの消費拡大にもつなげます。

●同一労働同一賃金を実現し、正社員の6割程度である非正規労働者の時間当たり賃金を、欧州並みに引き上げることをめざします。その際、正社員の処遇を引き下げて対応しないよう取り組みます。具体的には、雇用形態に関わらず「合理的な理由」のない不利益取り扱いを禁止する法整備を行います。

●非正規労働者の能力開発機会の充実などにより、処遇改善や正社員転換を図るとともに、全国加重平均1000円をめざして最低賃金を年率3%を目途として着実に引き上げ、所得向上に取り組みます。

●公明党の提案により実現した「地方版政労使会議」「地域働き方改革会議」を活用し、地域の特性や課題を分析しつつ賃上げの拡大をめざすとともに、非正規労働者の正社員化・処遇改善、人材育成の促進、地方就職や多様な働き方の推進、長時間労働の是正、有給休暇の取得促進、仕事と子育て・介護等の両立など、地域特性に応じて働き方改革を戦略的に進めます。

●社会人などが学び直しできる環境を充実するため、大学における学び直し機能の強化など、リカレント教育を推進します。

●中小企業・小規模事業者の働き方改革を支援するため、労働時間の短縮や勤務間インターバル制度導入への助成金を大幅に拡充します。また、最低賃金を持続的に引き上げるため、中小企業・小規模事業

者の生産性向上を支援し、業務改善助成金等を大幅に拡充します。

(3) 成長戦略で日本を元気に

●観光産業を「地方創生」の切り札、成長戦略の柱として、わが国の基幹産業と位置づけ、「インバウンド」と「国内観光」の両輪による観光振興を図ります。具体的には、2020年「訪日外国人旅行者数4000万人」「訪日外国人旅行消費額8兆円」「日本人国内旅行消費額21兆円」の目標達成をめざします。

●新たな国土形成計画である「広域地方計画」の着実な実行により、国内外の旅行者を全国各地に分散・消費を拡大させ、交流人口を増やすとともに世界水準のDMOの形成・育成など「地域の稼ぐ力」を高める地方創生を図り、質の高い観光立国を実現します。

●ICTを活用した「訪日プロモーション」を強力に推進するとともに①戦略的なビザ緩和②革新的な出入国審査などのCIQ体制の整備③免税制度の拡充④LCC等の就航促進や航空ネットワーク拡大⑤クルーズ船の受入環境整備⑥宿泊施設や公衆無線LAN——など総合的な観光インフラの整備を促進します。また、高い資質の通訳案内士の確保とともに全国における有償ガイド行為の普及・促進を図り、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適な観光を満喫できるように環境を整備します。

●日本の文化財の活用への戦略的投資などを推進するとともに、伝統芸能・演劇・スポーツ等、夜間も含めて楽しめ、また、外国語でも参観できるエンタテインメントの充実を図ります。国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化することをめざし「国立公園満喫プロジェクト」を着実に推進します。

●文化をビジネスとして成長させるために、伝統行事の通年度化支援や、文化財の解説の多言語化による情報発信、適切な修理、美装化、文化施設の機能強化など文化財への戦略的投資等を推進し、「文化財で稼ぐ」ための基盤を整備します。

●国内観光の活性化のために、観光地の再生・活性化に取り組むとともに、キッズウィーク制度の導入に合わせて、有給休暇取

得率の向上や、休暇取得の分散化など家族が休暇を取りやすい環境を整備します。制度の導入による「休み方改革」を推進し、日本人の観光需要を喚起します。また、高速道路の割引料金の見直しや、日本人向け鉄道フリーパスなど新たな国内観光の効果的な需要喚起策も検討します。

●第4次産業革命に対応するため、IoT、AI、ビッグデータなど重点分野の研究開発を官民挙げて推進し、2020年度までに研究開発投資の対GDP比4%以上をめざします。

●人口減少下においても、持続的な経済成長を可能にするため、交通渋滞の抜本的解消や物流の効率化など「社会のベース」の生産性やICTの導入等による全産業の生産性を抜本的に向上させる「生産性革命」を強力に推進します。

●ICT技術を全面的に活用し建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」を推進します。

●2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020東京大会」という)の開催を契機に、国民の健康維持・増進の観点も含め、スポーツの振興やスポーツ産業の活性化による「スポーツ立国・日本」を構築します。また、スポーツ産業の活性化・競争力強化を図るため、スポーツと観光、テクノロジー等の他産業との融合などの支援策を講じます。

●わが国の町工場が持つ世界トップレベルの技術力が支える航空・宇宙や海洋等の研究開発を推進し、中小企業・小規模事業者の力を最大限引き出します。

●多様な経済活動の生産性確保のための自動走行技術を実装した自律型モビリティシステム(電気自動車、電動車いす)の実現に取り組みます。

●自動運転技術の実用化を推進し、安全性・運送効率の向上、新たな交通サービスの創出等を図ります。安全運転サポート車等の普及啓発をはじめ、無人自動走行による移動サービスや物流業界の労働力不足解消に資する自動隊列走行などの実現に取り組みます。

●次世代自動車に対応した点検整備・検

査による機能維持のため、その環境整備を促します。

●大型国際共同研究プロジェクトILC(国際リニアコライダー)の日本誘致と建設を視野に、高エネルギー加速器に関する技術開発を推進します。

●貿易・投資の国際中核拠点の構築に向けて、港湾整備等によるわが国への寄港維持・拡大、物流にかかるコストやリードタイム(所要時間)の最小化を図るとともに、対内直接投資の拡大に向けた外国企業に対する規制・行政手続きの簡素化等の環境整備を進めます。

●準天頂衛星4機体制によるセンチメートル級の高精度測位データとデジタル地図を組み合わせた地理空間情報の利活用を促進します。防災、交通・物流、建築、農林業、海外展開といった幅広い分野での高度利活用によって、人口減少や高齢化に伴う社会的課題の解決に貢献する新産業や新サービスを創出します。2020東京大会をショーケースとして、先進的な取り組みを世界に発信します。

●多くの事業者の参入を促すことなどにより、携帯電話料金の引き下げやサービスの多様化を引き続き推進します。また、無料で使える公衆無線LANの整備など、通信環境の向上を進めます。

●車体課税について、自動車をめぐるグローバルな環境等を踏まえ、自動車ユーザーの負担軽減や簡素化について、総合的な検討を行います。

●リニア中央新幹線、整備新幹線の建設を加速します。

●空き家の利活用や既存住宅の流通・リフォーム市場の活性化により、住宅ストックビジネスを活性化します。そのため、空き家等の活用・管理・除却への支援や「全国版空き家・空き地バンク」を構築し利活用を促進します。

●住宅の省CO₂対策の充実強化と、住宅税制の抜本的見直しに向けた検討を進めます。

●公共事業用地の取得など様々な場面で、所有者の調査に膨大な時間と費用や

労力を要する「所有者不明土地」問題の対策を推進します。

●首都圏や大都市で登記所備付地図の整備が進んでいないことが、再開発事業や空き家等の利活用の遅れの原因となっています。特に、2020東京大会などに向けた大規模開発等を円滑に進めるため、登記所備付地図を迅速に整備します。

●相続登記がされていないことにより生じる所有者の把握が困難な土地や空き家等の問題を解決するため、相続登記に関する国民の負担軽減や専門家の活用を図り、相続登記を促進するとともに、住民票の除票や戸籍附票の保存期間を大幅に延長します。

(4) 地方経済を活性化

●地方自治体が、子育て支援などの全世代型社会保障の推進をはじめ、地方創生や地域経済活性化などの課題に取り組みつつ、安定的に財政運営が行えるよう、地方の一般財源総額の確保を図ります。

●地方大学を活用した地方創生の新展開に向けて、産学官連携によるイノベーションの創出、地域の専門人材育成や産業振興を推進するための新たな交付金を創設します。

●中山間地域等における地方創生の取り組みとして、「小さな拠点」を2020年までに全国1000カ所に形成するとともに、コミュニティビジネスの活性化などに向けて、多様な人々の多様な活躍・就労の場づくりのため新たな法人制度を創設します。

●地域経済の活性化、生活利便性の維持・向上、行政コスト削減等のため、居住や都市機能をコンパクト化する「コンパクトシティ」を推進します。また、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図ります。

●高齢者が地方等移住により多世代交流を図る「生涯活躍のまち」づくりを全国500カ所で進めます。

●雇用の場を確保し、地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進し、1500自治体での取り組みを進めます。



●IoTサービスの創出や展開のため、地域の様々な資産や多様な事業分野でのシェアリングエコノミーを促進します。

●地方における若者の雇用創出のため、地方創生インターンシップの受け入れ企業や業種を拡充するとともに、地方公共団体が実施する奨学金返還支援制度の全国展開を図ります。また、地方でも都市部と同じように働ける「ふるさとテレワーク」を推進します。

●地域イノベーションの好循環を作り上げるため、政府関係の研究・研修機関等の地方移転を進めます。

●ストック効果の高い社会資本の整備に戦略的に取り組みます。これからの社会資本整備は、老朽化対策とともに、中長期的に地域社会や経済にもたらす効果(ストック効果)を最大化するため、「賢く投資・賢く使う」インフラマネジメント戦略に転換し、経済と財政の一体的再生に貢献します。

●地域に密着した郵便局を少子高齢社会における安心・安全・地域振興の拠点として活用します。そして国民のさらなる利便性向上のために預入限度額をはじめとする、いわゆる上乗せ規制を撤廃するとともに、郵便局ネットワーク維持のための経営基盤強化に資する新規業務の早期認可や税制上の支援などを促進します。

●若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活を実現するため、既存住宅であっても資産として適正に評価される新たな住宅循環システムを構築し、リフォーム投資の拡大と住み替え需要を喚起します。

●若者世代の結婚の希望を叶えるため、出会いの場の提供や相談体制の構築など、地域の実情に応じた結婚支援を推進します。また、住生活の充実などの新婚世帯への生活支援の拡充に取り組みます。

●過疎・離島地域など条件不利地域における光ファイバー敷設や携帯電話が繋がらない地域の環境改善など、ICT基盤整備を促進します。

●特定有人国境離島地域の地域社会の維持、活性化に取り組みます。特に航路・航

空路運賃の低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進等を支援します。

(5) 中小企業を強力にバックアップ

●下請け等の取引条件の改善について、継続的にフォローアップ調査を行うとともに、適正取引とするための「下請ガイドライン」や価格交渉の際に中小企業・小規模事業者が活用しやすいパンフレット等について周知徹底するなど実効性の向上を図ります。特に、荷主や発注者からの影響をより強く受ける自動車運送業や建設業における取り組みを強化します。また、下請取引に関する「自主行動計画」や「業種別ガイドライン」の策定業種の拡大や内容の充実に取り組みます。

●海外展開をめざす中小企業・小規模事業者を支援するため、「新輸出大国コンソーシアム(官民連携組織)」を機能させ、海外ビジネスに精通した専門家による総合的かつきめ細やかな支援体制を構築します。

●地域の活力を支える中小企業が魅力を発揮し、次世代へしっかりと事業承継できるように、必要な支援策を講じます。

●中小企業・小規模事業者等の経営力強化を図るため、「よろず支援拠点」や「事業引継ぎ支援センター」の相談体制を強化します。また、専門的な知識を持った相談員の派遣等を通じた経営力向上計画の作成や省エネ投資等の支援を行うとともに、企業の「稼ぐ力」の強化に取り組みます。

●中小企業・小規模事業者が地域の中核企業となるよう、M&Aによるマッチング強化、設備投資の補助の拡大などで事業再編を促進します。

●中小企業等の生産性向上のため、IoT、ビッグデータ、AI導入を支援します。また、ムリ(設備や人への過負担)・ムダ(原価を高める要素)・ムラ(仕事量・負荷のバラつき)の削減を行い、付加価値の高いサービスや効率的な業務の運営が行えるよう、ICT専門家派遣によるICT投資やICT人材育成などの支援を強化します。

●女性・高齢者の活躍を後押しするため、リカレント教育や、シニア向けの企業説明会等を充実し、誰もが働きやすい環境

を整備するとともに、女性・高齢者の人材育成とスキル向上を進めます。

(6) 農林水産業の成長産業化

●日EU経済連携協定(EPA)大枠合意等を踏まえ、「総合的なTPP関連政策大綱」を見直し、畜産クラスター、産地パワーアップなどの万全の対策を検討・実施します。

●農林水産業の生産性向上や生産資材価格など生産コストの低減を推進し、所得の向上を図ります。また、地理的表示(GI)を活用した地域産品のブランド化や6次産業化など農林水産業の高付加価値化を推進します。

●米政策改革を着実に進め、水田フル活用に向けた予算を恒久的に確保し、需要に応じた生産・販売を一層促進させます。

●生産者や集荷業者など関係機関が一体となって、需要に応じた生産が行われるよう、全国的な調整を担う組織設立を支援します。

●農業者の所得向上に向け、農協等がこれまで果たしてきた役割や現場の実態に即した自主的な改革への取り組みを後押しします。また、農協法改正による組織見直し後の法人税の取り扱いについて、所要の措置を講じます。

●担い手への農地集積や基盤整備、新規就農や経営高度化を推進するなど、若者をはじめ意欲ある担い手が希望を持って農業に取り組めるよう支援します。

●農業の収入保険制度を円滑に導入するため、関係機関・団体と連携し、事務負担の軽減を図るとともに、制度加入に必要な農業者の青色申告を促進します。

●農林水産物・食品の輸出額1兆円を2019年に着実に実現するため、国別・地域別の輸出戦略のもと、ニーズに応える生産・輸出体制の確立、物流の高度化・効率化や輸出拠点の整備、検疫への対応やHACCP、グローバルGAP等の取得などを推進します。

※「HACCP」は工程管理のシステム、「グローバルGAP」は農産物流通の認証スキームであり、ともに食品の安全性向上等に関する取り組み。輸出促進等に向け、その導入、取得のための取り組みが必要。

●多様な機能を発揮する都市農業が安定的に持続されるよう、担い手を確保し農業施策を本格的に展開するとともに、都市農地の新たな貸借制度を創設し、税制措置を見直します。

●中山間地域や離島等の条件不利地域の農林水産業の振興や農山漁村の景観維持、生活環境の改善に取り組みます。

●森林環境税(仮称)等による森林整備を推進し、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させます。また、木材産業の競争力を強化するとともに、公共建築物等の木造化、CLTの利用促進、木質バイオマスの利用促進など新たな木材需要の創出を進めます。

●沿岸漁業では、浜の活力再生広域プランに基づくリース方式による漁船の導入、共同利用施設の再編整備、沖合・遠洋漁業では、漁船漁業構造改革広域プランに基づく高性能漁船の導入など収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図ります。

●食品ロス削減に向けて、法制化を含め、食品事業者の廃棄抑制や消費者への食育・環境教育などの国民運動を抜本的に強化します。「フードセキュリティ社会」の確立のために、例えば食品を必要としている人や施設と食品事業者などをつなぐフードライフラインの整備や、災害備蓄食料の活用等に取り組みます。

●シカやイノシシなど野生鳥獣の捕獲の担い手への支援やジビエの利活用など、地域の鳥獣被害対策を推進します。

(7) 文化芸術・スポーツ・科学技術

●魅力ある日本文化を国内外に発信しつつ、子どもの文化芸術体験機会の確保、文化芸術の担い手の育成、文化財の保存・活用を通じた国際交流、文化を活用したまちづくりや地域活性化等に取り組み、産業・福祉・教育等の分野と連携して、人々の心をつなぐ「文化芸術立国」を実現します。

●2020東京大会を契機とし、全国津々浦々で実施する文化プログラム、ホストタウン構想等の推進のための十分な予算を確保します。

●障がい者の個性と能力の発揮とともに、

社会参加を促進し共生社会の実現に寄与するため、障がい者の文化芸術活動の推進に向けた法整備を行い、2020東京大会に向けてハード・ソフト両面においてバリアフリー整備を促進します。

●世界遺産等の案内を、現地において多言語で紹介する仕組みを整えつつ、「日本遺産」事業に関し、「文化遺産を活かした地域活性化事業」を拡充するなど、文化財の活用を進める自治体等への支援を行います。

●伝統行事の通年度化支援や、文化財の解説の多言語化による情報発信、建造物・美術品等の文化財の適切な修理・保存修復やその技術の伝承のための人材育成、美装化、博物館・美術館クラスターの形成、文化施設の機能強化など、文化財への戦略的投資等を推進し基盤を整備します。

●文化庁が新たな政策ニーズに対応し、わが国の文化芸術の最先端をリードすることができるよう、その確実かつ大幅な機能強化を図るとともに、文化芸術推進基本計画(第1期)を2017年度中に策定するなど、関係省庁が一体となって、わが国の文化政策に取り組む体制を構築します。(一部、再掲)

●世界が目し国民に夢と希望を与える2020東京大会の成功をめざし、トップアスリートの育成・支援など国際競技力の向上や施設整備などを加速化させます。

●2020東京大会を契機として障がい者への理解が一層進み、障がい者が身近な地域においてスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、障がい児・者のスポーツ活動の推進、障がい者スポーツに対する理解促進、障がい者スポーツの推進体制の整備等の取り組みを強化します。

●2020東京大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、教育・普及啓発活動をはじめとした国内アンチ・ドーピング体制の整備・強化に、関係機関と連携しつつ取り組みます。また、世界ドーピング防止機構(WADA)のアジアで唯一の常任理事国として国際アンチ・ドーピング体制の強化についても積極的に取り組みます。

●新たな産業創出・社会変革をもたらす

② 力強く伸びる日本経済へ



ロボット、AI、ビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティが、わが国の成長の重要な鍵であることを踏まえ、グローバルな研究拠点を形成するとともに、これらの未来につながる次世代の研究開発、基盤技術の開発を強力に進め、Society5.0の実現を図ります。また、全国の大学における研究や若手育成への支援を大幅に強化し、合わせて、これらを統合したプラットフォーム構築を進めます。

(8) 環境・エネルギー戦略

●「パリ協定」で国際社会に約束したわが国の温室効果ガス26%削減の達成に向け、地球温暖化対策計画の着実な実施を推進します。

●日本が世界に誇る優れた低炭素技術の海外展開を通じて、日本企業の低炭素技術の世界市場拡大を図り、「パリ協定」で位置付けられた二国間クレジット制度(JCM)を積極的に活用し、わが国の削減目標をさらに高めるとともに、地球規模での排出削減に一層貢献します。

●近年の災害等における教訓・知見を踏まえ、災害時に発生する廃棄物を円滑に処理する体制を確保するとともに、地震や水害により廃棄物処理施設が稼働不能とならないよう、施設の耐震化や浸水対策等を推進します。

●温室効果ガス削減のために、再エネの最大限の導入や優れた省エネ製品の導入を促進します。また、再エネの全国的な広域融通の拡大や開発期間の短縮、電力システム改革の実行による電力産業・市場の活性化を通じて、再エネ導入による国民の負担軽減を図ります。

●CO₂フリーの「水素社会」実現に向けて、まずは、エネファームなどの水素を利用した家庭用燃料電池システムの低コストでの導入促進をめざします。また、電気自動車や自動走行車、燃料電池自動車などをはじめとする次世代自動車の普及に取り組むとともに、水素ステーション等の整備を強力に推進し、事業の自立化をめざします。

●次世代の高効率火力発電や水素発電の本格導入に向けた研究・技術開発を促進するとともに、風力や地熱、バイオマス発電などの地域資源を活用した取り組みを

強力に支援し、地域主導の自立・分散型低炭素エネルギー社会を構築します。

●原発の新設を認めず、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化を図り、原発に依存しない社会・原発ゼロをめざします。原発立地地域の財政・経済雇用対策に万全を期します。再稼働については、原子力規制委員会が策定した厳格な規制基準を満たした上で、立地自治体等関係者の理解を得て判断します。また、地域住民の不安を一掃するような自治体の避難計画が充実したものとなるようしっかりと支援します。高レベル放射性廃棄物の最終処分問題については、科学的な知見を踏まえ、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めます。実現に向けては、関係住民や国民の理解と協力を得ることが重要であり、情報公開の徹底等を図りつつ、国が責任を持って進めます。

●原発の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施に向けて、燃料デブリの取り出しや、原子炉の内部調査を行い、技術的難易度の高い研究開発への補助を推進します。

●国民負担を抑制しつつ、再エネの最大限の導入で、発電コストの低減やメンテナンス効率化を含めた安定的な発電を進めます。

●中小企業等の省エネ投資を喚起するため、省エネ補助金や省エネ診断などの促進策を講じます。

③ 人を育む政治の実現へ

(1) 待機児童の解消、子育て支援の充実

●待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒して実行し、小規模保育や企業主導型保育など多様な保育の受け皿を拡大します。また、保育士が働きやすい環境を整備し、保育人材の確保を進めます。

●共働き家庭等の「小1の壁」を打破するため、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施します。

●子どもの医療に関する国保の減額調整措置を廃止し、市町村における新たな子ども医療の支援制度を拡充するなど、少子化対策を進めます。

●家族の負担を軽くするレスパイトケア(一時的に介護や育児から解放されリフレッシュするための支援サービス)のための拠点整備や、訪問看護の活用などを通して、医療的ケアが必要な子どもへの支援を拡充します。

●妊娠から子育てまで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の全国への設置を加速します。また、不妊治療への助成や「不妊専門相談センター」の設置を推進します。

●ひとり親家庭の自立を支援するため、親の就労支援や生活支援及び税制上の支援などを拡充します。

●女性の貧困や失業、離婚後の母子家庭の問題、児童虐待等が社会問題化する中、現行の婦人保護事業を抜本的に見直し、支援を必要としている女性のセーフティネットを再構築します。

●親がいない、または親が育てられない子どもたちに原則、家庭養護を優先し、児童養護施設等においては専門的ケアや自立支援の拡充を図ります。

●児童虐待を防止するため、児童相談所の設置や体制強化を推進します。

(2) 仕事と子育て・介護の両立を進める環境整備と職場復帰支援

●すべての女性が輝き活躍できる社会をめざし、男性の暮らし方・意識の変革、管

理職を中心とした職場内の意識改革や法令・制度の周知徹底等を図りつつ、長時間労働を減らし、育児介護休業の取得を推進するなど、仕事と子育てや介護が両立しやすい職場環境づくりを推進します。

●あらゆる女性がいきいきと活躍できるよう、仕事と家庭の両立支援等、環境整備を図るとともに、その基盤となる女性の健康を包括的に支援する法律の早期制定をめざします。また、性差医療の研究を進める拠点の創設、女性の健康に関する相談体制の強化などに取り組みます。

●短時間勤務やテレワークなど時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進するため、サテライトオフィスの整備やテレワークデーの普及を促進します。

●各企業における女性活躍の状況を「見える化」し、多くの企業が自発的に取り組むよう促進します。また、政治分野、行政分野等における女性の参画拡大を推進します。

(3) 健康・活動寿命の延伸

●メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防と改善を目的にした特定健診の充実や効果的な先進事例の普及拡大など、生活習慣病の重症化予防を図ります。

●保険者によるレセプト・健診データ等を活用したデータヘルスの推進、ヘルスケアポイントの付与等のインセンティブ措置の導入など、個人の予防・健康づくりを推進します。

●介護支援にポイントを付与する「ボランティア・ポイント」の普及促進や元気な高齢者への「お元気ポイント」付与をめざします。

●生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など、歯科保健医療の充実に取り組みます。

●定年延長など高齢者の雇用確保に取り組む企業への支援を拡充するとともに、ハローワークにおける就労支援の充実やシルバー人材センターの機能強化に取り組めます。



③ 人を育む政治の実現へ



●多様な活躍・就労の場づくりを推進するため、高齢者を含めた多様な人々が自発的に集まって、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなど経済活動を分野横断的に統合型で運営でき働ける新たな法人制度を創設します。

(4) 障がい者のライフステージに応じた教育・支援の充実

●発達障がいを含めた障がいのある子どもが早期から継続的に適切な教育や支援を受けられるよう、発達障がい等の早期発見・早期療育支援、情報の適切な共有・引き継ぎなど、関係機関の連携による乳幼児期から就労期まで一貫した支援の仕組みづくりを推進します。

●一人ひとりのニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の整備、特別支援教育コーディネーターの専任化のための教職員定数の改善、高校での通級指導の体制整備、特別支援教育支援員の配置促進など、障がいのある子と障がいのない子が、共に学ぶことをめざすインクルーシブ教育の支援体制を整備します。

●障がい児が幼児期から身近な子ども子育て施設を利用できるように推進するとともに、ライフステージに応じて、能力、特性を踏まえた専門的で十分な教育を受けられるよう、特別支援教育を担当する教員をはじめ、すべての教職員の資質能力、専門性の向上を促進します。

●障がいがあっても大学等で質の高い教育を受けられるように、各地域の中心となる大学へ財政支援を拡充し、障がいのある学生の修学・就職支援のための当該地域における「センター」の形成を推進します。

●障がい者が安心して地域生活を送れるよう、グループホーム等の整備、農福連携・テレワークなどの就労・定着支援、発達障がい児・者の地域支援体制の強化に取り組みます。

●学習に困難を抱える子どもの学びを支援するため、デジ教科書などのデジタル教材等を支給する仕組みを制度化するとともに、ICTの積極的な活用を推進します。

●新生児聴覚スクリーニングにより、聴

覚障がいのある子どもを早期に適切な治療や療育につなげる体制を整備します。

(5) 保育や介護従事者の賃金引き上げなど処遇改善、キャリアアップ支援

●保育士・介護福祉士など介護従事者・障がい福祉サービス等の従事者といった今後の福祉人材の確保のため、賃金引き上げやキャリアアップ支援等の処遇改善や専門性の確保など総合的な取り組みを進めます。

●必要な地域医療介護総合確保基金を確保の上、介護職のイメージアップや参入促進など、介護人材のすそ野を広げる取り組みを進めるとともに、介護人材のキャリアアップのための研修等の支援を強化します。

●介護離職ゼロに向け、介護従事者の処遇改善や再就職支援、介護福祉士養成や学生等に対する支援などで必要な人材を確保します。

●保育人材や介護人材など潜在的な有資格者の再就業促進を図るため、福祉人材センターにおける支援体制を強化します。離職した潜在有資格者の登録制度の活用や再就職準備金の貸付制度、短時間正社員制度の推進などにより、再就業を支援します。

(6) 介護の業務負担の軽減と生産性の向上

●介護事業所等のICT化による業務の効率化、情報の共有化を進め、介護従事者等の負担軽減とサービスの質・生産性の向上を図ります。

●新たな機器の開発や見守りを含めた介護ロボット等の効果的な活用により、高齢者や家族等の負担を軽減するとともに、ロボット介護機器の海外展開を推進します。

(7) 地域包括ケアシステムの構築

●誰もが住み慣れた地域で安心して老後を暮らせるために、医療、介護、住まい、生活支援サービス等の支援を地域の中で一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築を加速します。

●地域医療介護総合確保基金を確保し、病床の機能分化・連携はもちろん、在宅医療の推進や介護分野との連携など、地域

医療構想の実現に向けた取り組みを支援します。

●2018年度診療報酬・介護報酬同時改定については、2025年の超高齢社会を見据え、地域包括ケアシステムの構築や、質の高い在宅医療や介護の充実、医療・介護人材の確保を進めるため、必要な改定を行います。

●急増する高齢者のニーズに対応し、生活支援サービスなどを確保するため多様な担い手による地域の支え合いの体制づくりを進めます。そのため、地域医療介護総合確保基金を活用し、各自治体の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の取り組みを支援します。

●高齢、障がい、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、多様化・複合化する地域のニーズに対応するため地域共生型の福祉サービスが必要となっており、それぞれの地域の実状を踏まえた地域包括型の支援体制の整備を進めます。

●誰もが介護者となりうる現状において、介護する人(ケアラー)が孤立することなく、あたりまえの社会生活を送れるよう、介護者を支援するための施策を総合的に推進します。

●認知症対策を総合的に推進する「新オレンジプラン」の初期集中支援等を促進するとともに、若年性認知症対策に取り組みます。

(8) がん対策の強化

●がん対策をさらに強化するため、がん対策推進基本計画に基づき、がん検診受診率50%以上の達成をめざします。

●オリンピック・パラリンピック開催地で“常識”になっている受動喫煙防止対策を進めます。

●放射線療法・化学療法の普及と専門医を育成するとともに、患者の負担を軽減するため、がんを担当するすべての医師へ緩和ケア研修を実施し、小中高校生など学校におけるがん教育や、スタートしたがん登録の周知等にも取り組みます。

●希少がん、難治性がん、小児・AYA(思春

期・若年成人)世代などのがん患者に対する支援を強化するため、多様なニーズに対応できる情報提供や緩和ケア診療体制の整備、有効性の高い治療法の研究開発を推進します。

●「がんとの共生」をめざした療養環境の支援や、がん患者の就労支援に加え、相談体制や経済支援の強化、NPO法人等の育成支援に取り組みます。

●傷病手当金について、治療が長期に及ぶがん患者にとって使いやすい制度とするため、累積で1年6カ月の受給が可能となる仕組みを構築します。

●がん治療における「ゲノム医療」や「免疫療法」を推進するため、研究開発を支援します。

(9) 難病対策の推進

●医療費助成の対象を大幅に拡大した難病関連二法(難病医療法、改正児童福祉法)に基づく「基本方針」を踏まえ、さらなる指定難病の対象拡大、医療提供体制の構築、効果的な治療法の研究開発、相談・就労支援、子どもの自立支援事業など、難病対策や希少疾病に対する支援を強化します。

●「軽度外傷性脳損傷」「線維筋痛症」など国民から新たな「疾病」として確立の要請が強い病態への対策を総合的に進めます。※難病関連二法の成立により、医療費の助成対象が従来の56から330疾病、子どもの難病(小児慢性特定疾病)は514から722疾病と、大幅に拡充されている。

(10) アレルギー疾患対策の推進

●「アレルギー疾患対策基本法」に基づく基本指針などを踏まえ、アレルギー中心拠点病院及び都道府県拠点病院に対する支援事業を創設し、診療・情報提供・人材育成・研究等の体制整備を支援します。

(11) 総合的な肝炎対策を推進

●ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費の助成制度を導入するなど、総合的な肝炎対策を推進します。

(12) てんかん対策の推進

●100人に1人が発症するとされる、てんかんについて、十分に整備されていない医療体制や患者が全国各地でも安心して相談、就労支援が受けられる体制の整

備、誤解や差別の解消に向けた教育の充実など、総合的なてんかん対策を推進します。

(13) 再生医療の安全性確保と推進

●「iPS細胞」等による再生医療を迅速かつ安全に受けられるよう、先進的な研究開発への助成等の支援、臨床研究や治験環境の整備、承認審査の迅速化、専門的知識を有する人材の確保と養成などを推進します。

●骨髄バンク、さい帯血バンクの運営に必要な予算を十分確保するとともに、患者・ドナー情報登録支援事業を着実に推進します。合わせてiPS細胞ストック構想に、さい帯血を活用するために必要な体制整備に取り組みます。

●iPS細胞等を用いた再生医療研究やがん研究、感染症研究を加速し、健康長寿社会の実現に貢献します。

(14) 感染症対策の推進

●ワクチンや治療薬開発の研究体制整備を強化するため、エボラウイルスをはじめとする一種病原体等を取り扱うBSL-4施設の指定及び稼働について、地域住民及び関係自治体の理解を得つつ、取り組みを進めます。

(15) 年金のセーフティネット機能の強化

●低年金者への福祉的な措置として、最大月額5000円(年6万円)を支給する「年金生活者支援給付金」の前倒し実施をめざします。同給付金の実施状況等を踏まえ、さらなる拡充を検討するとともに、障害基礎年金の加算など所得保障の充実に取り組みます。

●社会保険における格差を是正するため、被用者年金のさらなる適用拡大を図ります。

●厚生年金等の未加入問題に取り組むとともに、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)を活用して「免除制度」の確実な適用を図るなど、国民年金等の未納・未加入問題の解消へ取り組みます。

(16) 低所得高齢者の介護保険料の負担軽減

●現在一部にとどまっている低所得高齢者(65歳以上)の介護保険料の軽減措置を、世帯全員が市町村民税非課税の高齢

者全体に拡大する措置の前倒しをめざします。合わせて、特に所得の少ない高齢者向けに実施されている負担軽減をさらに強化します。

(17) 生活困窮者等の自立支援の充実・地域福祉の強化

●生活困窮者一人ひとりに寄り添う自立支援を実現するため、居住支援や子どもの学習支援など生活困窮者支援のさらなる充実を図るとともに、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を含めた自立支援を推進します。

●成年後見制度の利用を促進するため、基本計画に沿ってモデル事業の実施や先進的な取り組みの横展開を進めます。

●ひきこもりの人とその家族を支え、社会復帰を後押しする取り組みを強化します。特に長期化・高齢化するひきこもりに対して、市町村におけるアウトリーチ(訪問支援)により、医療・福祉・教育・就労などの適切な支援機関に早期につなぐ体制を整備します。

(18) 自殺防止対策の推進

●子ども・若者の自殺予防教育を一層推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざします。

(19) 住宅セーフティネット

●「改正住宅セーフティネット法」に基づき、高齢者、障がい者、若者・子育て世帯、低所得者などの住宅確保要配慮者が安心して空き家や既存の民間賃貸住宅、UR等公的賃貸住宅に円滑に入居できるようにするため、全ての市区町村において「居住支援協議会」の設置を促進するとともに、登録住宅への改修補助、入居者への経済的支援等の居住支援を一層強化します。合わせて「居住支援法人」の指定を促進するとともに、その活動支援を強化します。

(20) バリアフリーの一層の推進

●ユニバーサル社会をめざし、バリアフリー施策の見直しを行うとともに、鉄道駅等において「ホームドア」や「内方線付き点状ブロック」の整備、子育て支援施設、段差の解消や分かりやすい案内板などのバリアフリーや、心のバリアフリーなどのソフト対策を推進します。また、「新たなタイプのホームドア」のための技

術開発も促進します。

●高齢者、車いすの方、ベビーカー利用の方、妊娠中の方など誰もが安心して利用できる「ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)」の普及・促進を図ります。

●デジタル・ディバイド(情報格差)を解消し、高齢者・障がい者を含む誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー社会の実現のため、ウェブサイトの改善、高齢者・障がい者に配慮した通信・放送サービス等の開発・提供を促進します。

(21) 消費者被害対策など

●成年年齢の引き下げを見据え、若者の消費者保護対策を推進します。教育課程における消費者教育を強化するとともに、知識や経験不足など合理的な判断ができない消費者の被害回復を可能にする法整備を行います。

●AV(アダルトビデオ)出演強要や、いわゆる“JKビジネス”の被害防止対策を推進します。公明党の提案で実現した毎年4月の「被害防止月間」の着実な実施、被害防止のための教育・啓発の推進、違法なスカウト行為の取り締まりの強化、相談体制の充実等を図ります。

●犯罪被害者の遺族や、重傷病や障がいが残った犯罪被害者に対する犯罪被害者給付金の拡充を図ります。

●高齢ドライバーの事故防止対策として、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方に対する医師の診断体制の確保や、高齢者講習の実施体制の強化、専門家による運転適性相談の体制を充実させるとともに、さらなる対策の検討を進めます。また、効果や安全性を担保した上で、「安全運転サポート車」「後付けの警報装置や踏み間違い防止装置」の普及・促進を図ります。

(22) 人権の保護、性的マイノリティーの支援

●成年後見制度が、必要とする人に十分利用されていない状況を改善するため、公明党主導で成立した成年後見二法に基づく施策を着実に実施し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重などの成年後見制度の理念を踏まえつつ、制度の改善、権利制限(欠格条項)の撤廃、人材の育成、不正防止対策などを進めることにより、成

年後見制度の適切な利用を促進します。

●法テラスに寄せられるDV・ストーカー・児童虐待被害者の相談が年々増加傾向にあります。認知機能が不十分な高齢者・障がい者に対する援助も含め、体制整備とさらなる司法ソーシャルワークの推進を図ります。

●DV・ストーカー・性暴力等、暴力の根絶をめざして民間支援団体と連携し、被害者支援の充実を図ります。性暴力被害者等のためのワンストップ支援センターを全ての都道府県に少なくとも1カ所設置し、被害者支援の充実を図ります。また、法テラスとの連携のさらなる強化を図り、被害者の法律相談への支援を拡充します。

●法テラスのスタッフ弁護士の処遇改善や全国配置・複数配置等の支援体制を強化するとともに、刑事弁護を充実させる研修を実施します。

●ヘイトスピーチなど、本邦の域外にある国または地域の出身であることを理由として行われる不当な差別的言動を解消するため、人権教育及び人権啓発等の取り組みを強化します。

●急増する難民申請者問題に対応するため難民認定制度を適正化するとともに、認定難民及び人道的配慮等で保護された外国人への日本語支援等、公的支援を強化します。

●夫婦の姓(氏)について、2015年の最高裁判決理由の趣旨に鑑み、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓の導入の実現に向けて議論を進めます。

●国連人権理事会決議やオリンピック憲章に基づき、性的指向や性自認を理由とする差別のない社会をめざし、性の多様性を尊重し、性的マイノリティーへの理解の促進を図ります。そのための法整備を推進します。

●性同一性障害特例法の見直しを含め、性別適合手術の保険適用化や安心して使えるトイレの普及など、性同一性障害の当事者が、医療や職場、学校などで抱える困難の解消を図ります。合わせて、学校における対応として、教員向けの研修の強化、相談体制の充実などを図ります。

(23) 動物愛護管理の推進

●小動物の動物看護師の将来的な国家資格化、または免許制度の創設に向けた検討を行います。

④ 復興・災害対策の強化へ

(1) 防災・減災対策、インフラ老朽化対策

●災害に強い国づくりに向けて、公明党が提唱した「防災・減災ニューディール」を推進し、防災・安全交付金の一層の拡充等により、道路や橋、上下水道、学校施設などインフラの長寿命化・老朽化対策を強力に進め、国内需要や雇用の創出につなげます。

●世界一安全な国をめざし、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震などの大規模地震、水害、豪雨、土砂災害、火山災害などの自然災害に備えて、防災・減災対策に係るICT活用や研究開発を強化します。

●災害発生時の、より速やかな初期対応を可能にするため、「災害庁」(日本版FEMA=緊急事態管理庁)の設置を視野に災害対策を担う専門的な人材の確保を図ります。また、首都東京の中枢機能の東京以外での代替バックアップ体制の構築・強化を図ります。

●ドクターヘリや消防防災ヘリの整備を通じて、あらゆる災害にも対応できる体制を構築します。また、不足している操縦士や整備士の育成・確保に取り組みます。大都市部は医師が10分以内に現場到着するドクターカーの普及を図ります。

(2) 地域防災対策

●被災者の支援台帳システムの全国の自治体への導入をめざすとともに、女性や若者の加入による消防団の充実・強化、校区単位の自主防災コミュニティの組織化・訓練の実施、防災マップの作成等のソフト面対策を進め、地域防災力の向上を図ります。

●避難所における防犯対策とともに、男女別トイレや授乳、着替えの場所の確保など女性の視点からの防災対策を促進します。

●防災拠点としての市区町村役場の耐震化の促進に加え、防災拠点に災害に強い公衆無線LANを設置し、スマホなどで家族の安全確認や緊急連絡、緊急情報を得ることができるようにします。災害時におけるトイレ機能を確保するため、携帯トイレ等の備蓄、仮設トイレやマンホールトイレ等の整備、安全面・衛生面にも配慮したトイレ設置などを促進します。





●大規模水害から住民の命と暮らしを守るために、自治体の枠を超え、流域ごとのタイムライン作成や避難行動に直結するハザードマップ作成を進め、「避難指示(緊急)」「避難勧告」「避難準備・高齢者等避難開始」の適切な発令のための体制構築を促進します。特に災害時要配慮者の「避難経路」や安全な「避難場所」の確保とともに、日頃からの地域住民同士の連携と確認など自助、共助の取り組みを支援します。

●火山噴火時における住民や登山客の安全を確保するため、噴火の危険性の高い活火山における避難計画の作成を推進します。

●大規模地震における出火防止のための感震ブレーカーを普及・促進します。

●人口減少社会への対応や防災・減災対策の強化をめざし、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をはじめ浄化槽の整備を促進します。

③ 東日本大震災・熊本地震等の大規模自然災害からの復興

●東日本大震災・熊本地震等の大規模自然災害からの復興に向けて、被災者の方々に寄り添いながら、心身のケアや生きがいづくり、地域コミュニティの形成など「心の復興」を進めるとともに、被災者、地域のニーズの多様化に応じたきめ細やかな支援を促進し「人間の復興」を実現します。また、農林水産業をはじめとする産業復興支援とともに、中小企業等の事業者支援、生業再生・雇用創出など被災者の状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。

●「観光先進地・東北」の実現に向けた観光復興施策を強力に推進するとともに、新産業の創出などを通じて、東北の魅力、潜在力、活力を大きく引き出し、地方創生のモデルケースとなるような「新しい東北」を創造します。

●東日本大震災事業者再生支援機構については被災地域における機構活用のニーズ等を踏まえ「支援決定期間」を延長します。

④ 福島の復興・再生、廃炉・汚染水対策など

●東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水

対策を安全かつ着実に進めるとともに、中間貯蔵施設の整備・搬入を加速化します。

●避難者の方々にしっかりと寄り添いながら支援の取り組みを継続します。また、新たに避難指示が解除された区域内においては、介護・福祉、医療、教育等のきめ細やかな環境整備とともに生活拠点・インフラの整備を着実に推進します。合わせて人材確保とともに、そこで働く人たちがやりがいをもって働き続けていけるような仕組みや環境づくりも促進します。

●帰還困難区域については、市町村の計画認定から5年後をメドに避難指示を解除し、住民の居住を可能にするをめざす「復興拠点」の除染やインフラ等の整備を着実に進め、いずれ帰還される住民の方々が安心と希望をもって生活できる「新たなまちづくり」とともに、新産業の雇用創出や新たな住民確保にも取り組みます。

●「福島イノベーション・コースト構想」を着実に推進し、地場企業を活用してのロボット関連や新エネルギー等の最先端産業を集積するとともに、風評被害対策として農林水産品の「ふくしまブランド」を育成します。国内外の人材が集い、活力あふれ、世界が矚目する福島の地域再生を実現します。

⑤ 安定した平和と繁栄の対外関係

(1) 北朝鮮問題への対応

●核実験や弾道ミサイル発射といった北朝鮮の挑発行為は、国際社会への重大かつ差し迫った新たな段階の脅威です。米国、韓国、中国、ロシアをはじめとする国際社会との連携と連帯を深め、制裁決議の実効性を高めるとともに、「対話と圧力」「行動対行動」の原則の下、核・ミサイル・拉致といった諸懸案の包括的解決に向けた取り組みを進めます。

●国民の安全、安心と平和な暮らしを守り抜くため、多層防衛体制の着実な整備を進めます。加えて、Jアラート、エムネット等の緊急情報伝達体制を強化します。また、自衛隊の安全確保を含め、平和安全法制の適正な運用を積み重ね、法の趣旨を踏まえた実績の蓄積をめざします。

(2) 「人間の安全保障」の理念の下での持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた協力等

●人間の安全保障の理念が反映された「持続可能な開発目標(SDGs)」を通じた平和構築、軍縮・核不拡散、保健・感染症、女性の活躍、防災などといった日本が得意とする分野について、太平洋・島サミットといった国際会議の機会も捉えつつ、ODAや国際機関を積極的かつ戦略的に活用して取り組みを強化します。また、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)の「ナイロビ宣言」の具体化を進め、多様な開発課題に直面するアフリカ諸国への支援に積極的に取り組みます。さらに、シリア人留学生の受け入れをはじめとする中東地域の安定化に向けた取り組みを着実に進めます。

その際、政府のSDGs推進本部の下、国際機関、民間企業、NGOやNPOなど多様な主体と積極的かつ戦略的に連携し目標達成に向けた取り組みを進めます。

(3) 「核兵器のない世界」へ向けての取り組み

●核軍縮・核不拡散を推進するため、核不拡散条約(NPT)の体制強化を進めます。また、わが国は唯一の戦争被爆国として、核保有国と非核保有国の橋渡し役を積極的に努め、核兵器禁止条約の採択を契機として、「核兵器のない世界」の実現に向けた様々な取り組みを進めます。特に、公明党の主張により広島開催が決定した核保有国と非核保有国の有識者が参加する「賢人会議」をはじめ、国連軍縮会議、非核

特使、ユース非核特使といった取り組みや、2018年核軍縮国連ハイレベル会合への積極的貢献などを通じて、国内外に対して核廃絶への発信力を高めます。

(4) 日米同盟の強化

●日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、情報収集・警戒監視、ミサイル防衛、海洋安全保障、宇宙・サイバー空間における協力など、平時から緊急事態までの切れ目のない体制を強化し、抑止力を向上させるための施策を推進するとともに、外交努力を含む広範な協力体制を強化します。

(5) 中国、韓国、ロシア等の近隣諸国との関係強化

●日中国交正常化45周年、日中平和友好条約締結40周年の機会を捉えて、継続的な首脳会談をはじめハイレベル交流などを活発化させるとともに、議員交流、青少年交流などの人的交流や経済、環境など様々な分野の実務的協力を進め、戦略的互恵関係を発展させます。

●中国による海洋進出に対しては国際法に則った対応を求めていくとともに、日中間の偶発的な衝突回避のため、「海空連絡メカニズム」の早期運用開始など、不測の事態に対する未然防止の仕組みをつくります。

●日韓合意の着実な履行とともに、政治、経済、安全保障、文化など様々な分野における協力関係や人的交流を強化・拡大し、未来志向で重層的な新たな日韓関係の構築に取り組みます。

●ロシアとの経済、安全保障面の対話と協力や、文化・人的交流を推進します。日露首脳会談を踏まえ、両国の法的立場を害さない枠組みを検討し、北方四島における経済活動の着実な実施とともに、元島民の方々の自由な往来に向けた取り組み等を積極的に進め、北方四島の帰属を解決し平和条約締結をめざします。

●地理的に近く歴史的に深い関係があるアジア太平洋地域とは、地域の平和と発展を共にめざすとの立場から協力を進めます。そのために、基本的価値と戦略的利益を共有するパートナー各国との関係を一層強化します。ASEAN諸国のインフラの整備と人材育成についての協力を



強化し、南西アジア地域との関係も深めます。

(6) 貿易・投資に関する協定などの推進

●アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の実現も視野に、環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の早期発効、大枠合意に至った日EU経済連携協定(EPA)の早期の署名・発効をめざすとともに、これらの協定が貿易・投資に及ぼす影響について情報収集・分析を実施します。また、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓自由貿易協定(FTA)等のメガFTAと呼ばれている貿易・投資に関する協定のルールづくりを積極的に進めます。さらに、投資関連協定の交渉を促進し、日本企業の海外進出を後押しします。加えて、アジアを中心とした産業保安体制構築支援等を行うとともに、国際経済紛争処理案件に対する体制強化に取り組みます。

(7) テロ対策など

●2020東京大会までに、「世界一安全な国・日本」をめざし、テロ対策の一層の充実に取り組みます。重要施設や多くの人が集まる場所の巡回警備やテロリストの入国を未然に防ぐための水際対策などを強化します。

●国際テロやサイバー攻撃を未然に防ぐため、関係省庁や外国の治安情報機関と連携し、情報収集・分析の強化に一層強力に取り組みます。また、サイバーセキュリティ対策として、重要インフラサービスの防御体制とリスクマネジメントの強化を促進します。IoT機器を狙った大規模なサイバー攻撃の対策も推進します。

⑥ 政治改革と行財政改革

(1) 政治資金規正法の監督責任の強化

●政治資金規正法を改正し、秘書など会計責任者への政治家の監督責任を強化します。会計責任者が政治資金収支報告書の虚偽記載などの違法行為を行い、議員が相当の注意を怠った場合、公民権を停止し失職させることができるようにします。

●若者世代の政治参加をさらに進めるため、被選挙権年齢の引き下げをめざします。また、若者政策を担当する大臣・部局の設置・明確化、審議会等への若者の登用、「若者議会」の開催を推進します。

(2) 公会計改革と財政の見える化

●国や地方自治体の会計に複式簿記・発生主義の導入や固定資産台帳の整備を推進することにより財政を「見える化」し、予算を執行するだけの「運営」から、限られた資源を有効に活用する「経営」へと行政の転換を図ります。

(3) 行政サービスの向上と効率化

●マイナンバーカードの交付率向上を図るとともに、マイナンバー制度を活用した幅広い分野の行政サービスを、国民自らがいつでも簡単にワンストップで利用できるように利便性向上を図ります。

●プライバシー等に配慮しつつ戸籍とマイナンバーの連携を進め、結婚や引っ越しなどのライフイベントごとに負担となっていた煩雑な行政手続きを大幅に簡素化します。

●災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築及び徹底した行政経費の削減、効率的な行政運営を実現するため、地方自治体の業務システムのクラウド化や行政手続きのICT化、窓口業務の民間委託を推進します。加えて、統計のオープンデータの拡充と高度化に取り組み、自治体や民間企業等が有効に活用できる環境を整備します。

●公文書管理のガイドラインを改正し、国の行政機関等の公文書管理を厳格化し、国民への適切な情報公開体制の整備を図ります。

憲法についての基本姿勢

施行70年を迎えた日本国憲法を優れた憲法であると評価しています。現行憲法は、日本の民主主義を進展させ、戦後秩序の基本となりました。とくに、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「恒久平和主義」の3原理は普遍の原理であり、将来とも堅持します。

一方、憲法施行時には想定できなかった課題が明らかになり、憲法規定に不備があるためそれを解決できないのであれば、そのための新たな条文を付け加えること(加憲)によって改正することを考えています。

これまで加憲論議の対象としてきた項目は、例えば、①地球環境保護を含めた環境の保護を憲法上の権利もしくは責務として位置付けるべきかどうか、②地方自治をより強化するため、自治体の課税自主権の拡大など行財政運営の充実を定めるべきかどうか、③国家の緊急事態にこそ議会制民主主義が機能すべきとの立場から、緊急事態に国会議員の任期の特例等を設けるべきかどうか、などです。それぞれ多岐にわたる論点があり、さらに論議を深めてまいります。

憲法9条について

憲法9条1項2項は、憲法の平和主義を体現するもので、今後とも堅持します。

2年前に成立した平和安全法制は、9条の下で許容される「自衛の措置」の限界を明確にしました。この法制の整備によって、現下の厳しい安全保障環境であっても、平時から有事に至るまでの隙間のない安全確保が可能になったと考えています。

一方で、9条1項2項を維持しつつ、自衛隊の存在を憲法上明記し、一部にある自衛隊違憲の疑念を払拭したいという提案がなされています。その意図は理解できないわけではありませんが、多くの国民は現在の自衛隊の活動を支持しており、憲法違反の存在とは考えていません。今、大事なことは、わが国の平和と安全を確保するため、先の平和安全法制の適切な運用と実績を積み重ね、さらに国民の理解を得ていくことだと考えます。

国民投票と国民の理解

国会で発議された憲法改正案は、国民投票によってその是非が決せられます。したがって、何よりも国民の理解を得ることが不可欠です。そのため、国会の憲法審査会を中心に、丁寧かつ冷静な論議、検討を行い、多くの政党の合意形成が図れるよう努めていくべきです。



公明党



公明党の政策について、詳しくは

www.komei.or.jp

※本重点政策では、障がいを持つ方の人権を尊重し、現行法令や現行施設・制度等以外の表記を「障がい」としました。